

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の成立について

本日、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全会一致で成立した。

空家対策は、住民の安全を守る観点等から、都市自治体にとって極めて重要な課題である。本会としては、これまで長年にわたりその法制化を強く要請してきたところであり、本法成立に当たっての関係各位のご尽力に対し、敬意を表するものである。

本法においては、空家等対策計画を市町村が策定し、市町村長の立入調査や税情報の内部利用を可能とするとともに、著しく保安上危険ないし衛生上有害な空家等に対する指導・助言・勧告・命令、さらには要件が緩和された行政代執行の方法により強制執行が可能としている。これは、都市自治体が求めていた空家等対策への法的根拠を付与する画期的なものとなっている。

なお、市町村が行う空家等対策に対する必要な税制上の措置の具体化に当たっては、都市自治体の意見を聞き、それが反映されることを求める。

平成 26 年 11 月 19 日

全 国 市 長 会

会 長 森 民 夫